

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>(使用料)</p> <p>第4条 運動場の使用料は、別表第2の範囲内で墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額とし、使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[削除]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <p>表 [略]</p> <p>付記</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2</u> 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合及び付属設備・器具に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</p>	名称	位置	[削除]		八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス	[略]	<p>[同左]</p> <p>第4条 運動場の使用料は、別表第2の範囲内で墨田区規則で定める額とし、使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、<u>墨田区規則</u>で定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>文花テニス・コート</u></td> <td><u>東京都墨田区文花一丁目19番12号</u></td> </tr> <tr> <td>八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <p>表 [略]</p> <p>付記</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2</u> <u>ナイター設備を使用してテニス・コートを使用する場合は、1面、1時間以内につき400円の照明料を徴収する。</u></p> <p><u>3</u> 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2の<u>ナイター設備以外の施設</u>を使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合及び付属設備・器具に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</p>	名称	位置	<u>文花テニス・コート</u>	<u>東京都墨田区文花一丁目19番12号</u>	八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス	[略]
名称	位置												
[削除]													
八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス	[略]												
名称	位置												
<u>文花テニス・コート</u>	<u>東京都墨田区文花一丁目19番12号</u>												
八広野球場 ～荒川緑地フィールド・ハウス	[略]												

付 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。